

付録五

附属書九 自然人の移動に関する特定の約束

(ASEAN構成国の表は省略)

日本国の表

日本国は、この日本国の表の各節に定める条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるASEAN構成国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 ASEAN構成国の短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、

かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するASEAN構成国の自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 ASEAN構成国の企業内転勤者

1 次の全ての要件を満たすASEAN構成国の自然人については、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国に入国し、及び一時的に滞在することに係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国においてサービスを提供し、又は投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b) (a)に規定する公私の機関の日本国内の支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連する他の公私の機関であつて、日本国において設立され、若しくは組織されるものに転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

- (i) 長として、(b)に規定する支店又は代表事務所を管理する活動
- (ii) 役員又は監査役として、(b)に規定する他の公私の機関を管理する活動
- (iii) (b)に規定する他の公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動
- (iv) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思想若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（その改正を含む。以下同じ。）で定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

注釈 この1の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1(c)(iv)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は

人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

第三節

日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するASEAN構成国の自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に、次の(a)又は(b)に該当するサービスの提供に係る事業活動であつて出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められる「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものに従事するASEAN構成国の自然人については、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

2 1(a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人

文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

第四節 ASEAN構成国の投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するASEAN構成国の自然人については、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動

(b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつて当該事業の経営を行う活動

(c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第五節 自由職業サービスに従事するASEAN構成国の自然人

法律、会計又は税務に関するサービス提供者として日本国の法令により次の(a)から(j)までに規定するいずれかの資格を有するASEAN構成国の自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に、次に規定するそれぞれのサービスを提供するものについては、五年を超えない期間（この期間は、更新すること

ができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法令によって「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令によって「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

- (c) 日本国の法令によって「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法令によって「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法令によって「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

- (f) 日本国の法令によって「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス
- (g) 日本国の法令によって「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (h) 日本国の法令によって「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス
- (i) 日本国の法令によって「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律

サービス

- (j) 日本国の法令によって「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第六節 同行する配偶者及び子

1 第二節から前節までの規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可されたASEAN構成国の自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2 1の規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請があった場合には、出入国管理及び難民認定法による日本国政府の許可を条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

注釈 この節の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令によって認められた配偶者又

は子をいう。